

浜長保険センター安全だより

令和 7 年 9 月 2 日

浜長保険センター 第 104 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

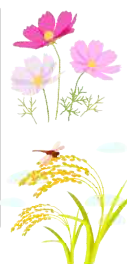


9月の和名は、長月（ながつき）が代表的であります。「夜が長くなる」「月が長く見られる」ことに由来すると言われています。

秋分の日、9月23日（火）、その日を中日として、その前後3日間が秋のお彼岸（20日（土）から26日（金）の7日間）になります。

秋の全国交通安全運動が9月21日（土）から30日（月）までの10日間、実施されます。お彼岸と安全運動期間が一部重なります。

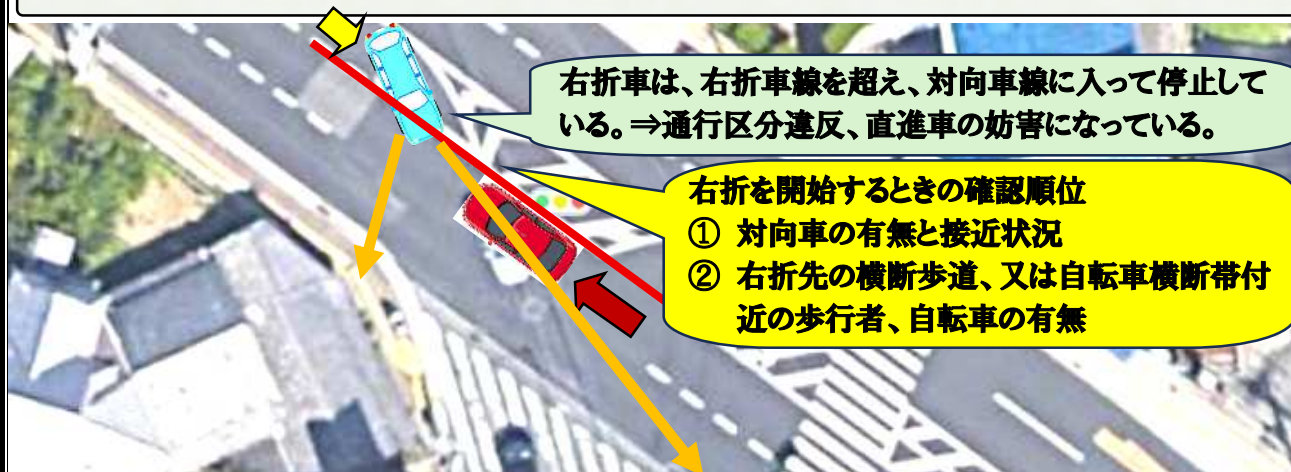
交通ルールを守って安全運転でお出かけください。



道路は、初心者からベテラン、幼児から高齢者、その目的も買い物、旅行、知人訪問、通院、ドライブ、急いでいる方、時間にゆとりがある方、足腰が弱っている方、視力が弱い方、難聴の方、交通ルールを知らない方など、実に様々な方が、それぞれの思いで、道路を通行しています。自分の考えを基準にして行動すると相手方とすれ違いが生じます。何を基準にするのか？やはり全国共通の交通ルールを基準に行動する必要があります。

事例1

二車線道路の右側車線を直進していたとき、対向の右折車は、右折車線を越え、直進車側に入って、右折待ちをしている。⇒違法であり、危険性、妨害性がある。



右折車は、右折車線を越え、対向車線に入って停止している。⇒通行区分違反、直進車の妨害になっている。

右折を開始するときの確認順位

- ① 対向車の有無と接近状況
- ② 右折先の横断歩道、又は自転車横断帯付近の歩行者、自転車の有無

右折方法と右折待ちの停止位置

- 1 右折する場合は、できる限り道路の中央に寄り、**対向車線を越えず**、車体とタイヤを真っすぐにして待つ
⇒対向車線を越えて停止すると、対向直進車の進路を妨害しています。また右折待ちのとき、右にハンドルを切っていると、追突された場合、対向車線に押し出され、対向直進車と正面衝突の危険性と衝撃力も大きくなります。
- 2 右折を開始するとき、対向直進車の速度と相互の距離を見極め、直進車が急ブレーキや急ハンドルをするおそれがある場合には、対向直進車より先に右折してはいけません。優先車妨害に該当します。
道路は公共の場所であり、右折車線内で停止した上、優先順位に従って運転しましょう。

事例2

スーパーやホームセンターの駐車場などから道路に出るとき、道路を通行する自動車やバイク等が接近しているのに、道路に進入させて欲しいという意味で手を挙げた直後、道路に進入。このとき、道路走行車は、危険を感じたのかブレーキを掛け、幸い衝突を回避しましたが、衝突寸前でした。

道路進入車は、道路を走行している自動車の速度と相互の距離を見極めず、不用意に道路に進出している危険な場面を見かけます。この事例は、正常な交通を妨害した道路への進出であり、横断等の禁止違反に該当します。（道交法第25条の2）**【急いでいるのは、あなた一人だけではありません。少し待って安全確保】**



～ 避けるだろう 間に合うだろうが 事故のもと ～